

騒音に係る届出一覧表

届出の種類		根拠条文		届出期間	摘 要
		騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例		
特定工場等	特定施設設置届出書	6条	53条	特定施設の設置工事開始日の30日前	新たに特定施設を設置しようとするとき
	特定施設使用届出書	7条	54条	法・条例適用日から30日以内	新たに地域の指定が行われた場合で、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していたとき（法の場合のみ）、または新たに特定施設が追加されたとき
	特定施設の種類ごとの数変更届出書（更新・大型化は除く）	8条	55条	特定施設の設置工事開始日の30日前	設置または使用の届出をした者について、その特定施設の種類ごとの数を変更するとき（減らす場合、直近の届出の2倍以内の数に増加する場合は不要）
	騒音防止の方法変更届出書	8条	55条	変更に係る工事開始日の30日前	設置または使用の届出をした者について、騒音の防止の方法を変更するとき（騒音の大きさが増加しない場合は不要）
	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	10条	57条（18条）	変更の日から30日以内	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき
	承継届出書	11条	57条（19条）	承継があった日から30日以内	特定施設に係る届出者の地位を承継したとき
	特定施設使用廃止届出書	10条	57条（18条）	廃止した日から30日以内	特定工場等の特定施設のすべての使用を廃止したとき
特定作業	特定作業実施届出書	—	63条	作業開始日の30日前	特定作業を実施しようとするとき
	騒音防止の方法変更届出書	—	65条	変更に係る工事開始日の30日前	特定作業実施届出をした者について、騒音の防止の方法を変更するとき（騒音の大きさが増加しない場合は不要）
	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	—	67条（18条）	変更の日から30日以内	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき
	承継届出書	—	67条（19条）	承継があった日から30日以内	特定作業に係る届出者の地位を承継したとき
	特定作業廃止届出書	—	67条（18条）	廃止した日から30日以内	特定作業を廃止したとき
特定建設作業	特定建設作業実施届出書	14条	71条	作業開始日の7日前	特定建設作業を実施しようとするとき

振動に係る届出一覧表

届出の種類		根拠条文		届出期間	摘要
		振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例		
特定工場等	特定施設設置届出書	6条	80条	特定施設の設置工事開始日の30日前	新たに特定施設を設置しようとするとき
	特定施設使用届出書	7条	81条	法・条例適用日から30日以内	新たに地域の指定が行われた場合で、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していたとき（法の場合のみ）、または新たに特定施設が追加されたとき
	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書	8条	82条	特定施設の設置工事開始日の30日前	設置または使用の届出をした者について、その特定施設の種類及び能力ごとの数を変更するとき（減らす場合は不要）※
	特定施設の使用の方法変更届出書	8条	82条	変更日の30日前	設置または使用の届出をした者について、その特定施設の使用の方法を変更するとき（使用開始時刻の繰上げまたは使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は不要）
	振動防止の方法変更届出書	8条	82条	変更に係る工事開始日の30日前	設置または使用の届出をした者について、振動の防止の方法を変更するとき（振動の大きさが増加しない場合は不要）
	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	10条	84条（18条）	変更の日から30日以内	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき
	承継届出書	11条	84条（19条）	承継があった日から30日以内	特定施設に係る届出者の地位を承継したとき
	特定施設使用廃止届出書	10条	84条（18条）	廃止した日から30日以内	特定工場等の特定施設のすべての使用を廃止したとき
特定建設作業	特定建設作業実施届出書	14条	88条	作業開始日の7日前	特定建設作業を実施しようとするとき

※ 特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について、騒音規制法及び騒音に係る県条例においては、特定施設の種類に係る直近の届出数の2倍以内の数に増加する場合についてまでは、変更の届出を要しないとされているが、振動規制法及び振動に係る県条例においては、既に届出されている特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合に限られている。